イ　支給を受けようとする預金口座を受取口座として公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	［略］	［略］
三　払渡郵便局又は金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く）　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類	［略］	［略］
三の二　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの	［略］	［略］
第百十四条の四十二第二項第三号	［略］	［略］

イ　支給を受けようとする預金口座を受取口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	［略］	［略］
三　払渡郵便局又は金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く）　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類	［略］	［略］
三の二　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの	［略］	［略］
第百十四条の四十二第二項第三号	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同上］	［同上］
2　［略］	［同上］	［同上］
2　［同上］	［項を加える。］	

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。